

柏崎市社会福祉協議会非常勤職員採用募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員を募集します。

1 受付期間

午前9時～午後5時までに受験申込書・資格等を証明する書類の写しを提出してください。

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
児童クラブ支援員 (非常勤)	4名	年齢・性別・経験不問。ただし、普通自動車免許を有する方。

3 申し込み資格

採用時において、通勤可能な方で、受験資格を満たす方。

※ただし、下記のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 被後見人及び被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方。
- (3) 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方。

4 勤 務 地

当会が柏崎市から受託する市内児童クラブ（全22クラブ）のいずれか。

- ①比角第一、②比角第二、③東部、④半田第一、⑤半田第二、⑥荒浜、⑦北鯖石、⑧鯖石、⑨大洲、⑩中通、⑪北条、⑫米山、⑬鯨波、⑭剣野第一、⑮剣野第二、⑯田尻第一、⑰田尻第二、⑱新道、⑲枇杷島第一、⑳枇杷島第二、㉑日吉、㉒柏崎

※⑭～㉒は、平成31年4月1日から当会で運営開始の予定。

5 試験日時及び試験場所

日 時 応相談にて開催
場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター
方 法 面接試験

6 合格者の決定通知及び採用

試験の可否の通知方法については、試験開催時にお知らせいたします。（採用時期については、応相談）

7 給 与 等

- (1) 給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。
時 給 830円
- (2) 手 当 当会雇用契約職員に関する細則により通勤手当等が支給されます。
- (3) 雇用期間 採用日 ～ 2020年3月31日

(更新の可能性あり。更新後の契約期間は1年間になります。)

- (4) その他 年休有、労災保険に加入します。

8 就業時間等

(1) 就業時間

①勤務日：月～土の週5日程度で1か月単位の勤務表によります。

②勤務時間：月曜日～金曜日

13：30～18：30間で5時間程度

土曜日及び長期休業期間

7：30～13：15または12：45～18：30の間で5時間45分程度

※出勤日及び休日は1か月単位の勤務表により定めます。

③職務内容：保護者の就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学校の児童をお預りする児童クラブで、遊びや生活の場を提供し、児童が安全で楽しく過ごせるよう見守りや育成支援を行います。概ね2～3人で児童への支援を提供します。主に、主任支援員等の指揮のもと見守りや支援を提供します。

9 受験手続

(1) 受験申込書の請求先

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 総務課

〒945-0045 新潟県柏崎市豊町3番59号 TEL (0257) 22-1411

(2) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3ヶ月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）、資格を証明する書類の写しを同封の上、社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会総務課に直接持参するか、郵送してください。

(3) 受験申込書記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用い、数字は、算用数字を用いてください。
- ② 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ③ 郵送で履歴書等を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

10 照会等

申し込み方法及びこの試験についてご不明な点がございましたら、下記まで連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 総務課 TEL (0257) 22-1411